

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年3月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400434号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400083号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年7月31日から同年8月1日まで

昭和60年7月31日までA社に勤務していたが、年金記録では厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年7月31日となっており、同年7月の被保険者記録がない。昭和60年7月31日付けで退職した旨記載のある退職証明書を提出するので、喪失年月日を同年8月1日に訂正し、同年7月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された退職証明書によると、A社における請求者の退職年月日は「S60年7月31日」と記載されているところ、同社の事業主は、請求期間当時の退職年月日の取扱いについて、「最終勤務日の翌日」を退職日としていたことから、請求者の最終勤務日は昭和60年7月30日である旨回答及び陳述しており、雇用保険の加入記録により確認できる請求者の同社における離職年月日(昭和60年7月30日)と一致する。

また、請求者の厚生年金基金加入記録を管理する企業年金連合会の回答によると、請求者のA社における厚生年金基金の資格喪失年月日は昭和60年7月31日であり、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

さらに、請求期間を含む前後の期間において、A社における厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚に照会を行ったが、請求者の最終勤務日について具体的に記憶している者はおらず、請求期間当時の給与明細書を保管している者もない。

加えて、事業主は、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管しておらず、厚生年金保険料を控除したか否かについて不明である旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。